10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。

Ⅱ．貸借対照表関係

１．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

| | |
|---|---|
| 附属病院に関する借入金の元金償還額の累計 | 34,710,813千円 |
| 当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計 | 7,964,214千円 |
| 利益剰余金に与える影響額（差引き） | 26,746,599千円 |

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

| | |
|---|---|
| 法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計 | 1,332,356千円 |

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　313,290千円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　473,783千円

28,866,029千円

２．大学改革支援・学位授与機構に対する債務保証の額

当事業年度における債務保証の総額は4,230,657千円であります。

３．運営費交付金にて財源措置されている賞与の見積額

運営費交付金にて財源措置されている賞与の見積額は1,558,060千円であります。

４．運営費交付金にて財源措置されている退職給付の見積額

運営費交付金にて財源措置されている退職給付の見積額は25,293,411千円であります。

Ⅲ．損益計算書関係

１．当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

| | |
|---|---|
| 附属病院に関する借入金の元金償還額 | 1,646,841千円 |
| 当該借入金により取得した資産の減価償却費 | 320,552千円 |
| 当期総利益に与える影響額（差引き） | 1,326,289千円 |

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

| | |
|---|---|
| 法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額 | 133千円 |

1,326,423千円

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書関係

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の明細の内訳

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 10,033,524千円 |

２．重要な非資金取引

| | |
|---|---|
| ファイナンス・リース取引による資産の取得 | |
| 工具器具備品 | 8,532千円 |
| 現物寄附による資産の取得 | 1,502,856千円 |

Ⅴ．国立大学法人等業務実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち76,100千円は国または地方公共団体からの出向職員に係るものであります。

Ⅵ．減損会計関係

１．減損を認識した固定資産

| 用途 | 室蘭臨海実験所 | 電話加入権（休止回線） |
|---|---|---|
| 種類 | 土地 | 電話加入権 |
| 場所 | 北海道室蘭市 | 北海道札幌市北区 |
| 帳簿価額 | 1,290千円 | 65千円 |
| 減損の認識に至った経緯 | 市場価格の下落 | 使用しないという決定 |
| 減損額のうち損益計算書に計上した金額 | ― | ― |
| 減損額のうち損益計算書に計上していない金額 | 302千円 | 57千円 |
| 回収可能サービス価額 | 正味売却価額 | 正味売却価額 |
| 使用価値相当額を採用した理由 | ― | ― |
| 算定方法の概要 | 注―⑴ | 注―⑵ |

※帳簿価額は減損の認識を行った時点の金額

注）回収可能サービス価額の算定方法の概要

⑴　不動産鑑定士の意見価格を参考とした

⑵　札幌国税局発表の平成28年度財産評価基準書における電話加入権の標準価格を単価とした。